

(訳文)

合意された議事録

本日ドバイで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1 転換若しくは燃料加工又はアラブ首長国連邦の管轄の外で行われる濃縮若しくは再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができる事が確認される。

2 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3 協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が、協定

に基づいて核物質、資材、設備又は技術が最初に移転される時までに確立され、その後においても、これが維持されることが確認される。

4 協定第六条2に関し、アラブ首長国連邦の管轄内にある施設であつて協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられるものにおいて国際原子力・放射線事象評価尺度の第二水準又は当該水準を超える水準に相当する事象が生じた場合には、アラブ首長国連邦政府は、国際原子力機関（以下「機関」という。）に対して当該事象を通報し、必要に応じて機関の関係する安全検討チームの派遣に係る要請を行い、及び当該チームを接受し、並びにアラブ首長国連邦において効力を有する法令に従い機関が勧告する措置をとることが確認される。

5 協定第七条に関し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、協定第十一条1の規定に従つて協議を行うことが確認される。

6 協定第九条に関し、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、協定第八条に規定する要件に従うことを条件として、アラブ首長国連邦の管轄の外で濃縮し、又は再

処理することができる事が確認される。

7 協定第十一条に関し、仲裁裁判所は、協定の解釈又は適用から生ずる紛争以外の紛争について裁定を行わないことが確認される。

8 協定第十二条1(a)に関し、協定第四条、第八条又は第九条の規定の違反は、重大な違反を構成するものとみなすことが確認される。

9 協定第十二条1(b)の適用に当たり、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、機関の理事会により認定された違反は、そのような重大な違反を構成することが確認される。また、機関の理事会により認定された次のいずれかのことについても、そのような重大な違反を構成するものとみなすことが確認される。

(a) 機関の事務局により認定された一方の締約国政府による保障措置協定の履行上の瑕疵<sup>かし</sup>又は当該保障措置協定の違反の結果、当該保障措置協定に基づき保障措置の対象とすることが要求される核物質が核兵器その他の核爆発装置へ転用されなかつたことを機関として確認することができないこと。

(b) 機関の事務局により認定された一方の締約国政府による保障措置協定の履行上の瑕疵<sup>かし</sup>又は当該保障措

置協定の違反の結果、当該一方の締約国政府の国の管轄内において申告されていない核物質が存在しなかつたこと又はそのような原子力活動が行われていなかつたことを機関として確認することができないこと。

二千十三年五月二日にドバイで

日本国政府のために

アラブ首長国連邦政府のために